

調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事

図面番号	図面名称	縮尺
M - 00	図面リスト	—
M - 01	特記仕様書(1)	—
M - 02	特記仕様書(2)	—
M - 03	特記仕様書(3)	—
M - 04	特記仕様書(4)	—
M - 05	特記仕様書(5)	—
M - 06	案内図、配置図・仮設計画図	1/5,000 1/500
M - 07	機器表(新設)	—
M - 08	機器表(撤去)	—
M - 09	(空調設備) 系統図	—
M - 10	(空調設備) 1階平面図	1/100
M - 11	(空調設備) 2階平面図	1/100
M - 12	(換気設備) 1階平面図	1/100
M - 13	(換気設備) 2階平面図	1/100
M - 14	(衛生設備) 1階平面図	1/100
M - 15	(衛生設備) 2階平面図	1/100
M - 16	1階天井伏図	1/100
M - 17	2階天井伏図	1/100

設計図承認日：令和8年8月17日

特記仕様書 第 1 編 共通事項 第 1 章 工事概要 1.1 工事件名 調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事 1.2 工事場所 調布市上石原 2 丁目 1 9 番地 1 3 1.3 敷地面積 3, 1 1 9. 0 0 m² 1.4 建物概要 (1)延床面積 4 8 4. 3 8 m² (2)階 数 地上 2 階 (3)構 造 S 造 (4)使用用途 小学校 1.5 工事概要 ・ガスヒートポンプ式空調機の撤去・新設 1.6 工事種目別概要 (1)機械設備工事 ・ガスヒートポンプ式空調機の撤去・新設 ・加圧給水ポンプユニットの撤去、空調機用加湿配管の閉栓 ・サイクル扇の新設 ・自然給気ユニットの撤去・新設 (2)電気設備工事 ・上記に伴う配線工事 (3)都市ガス設備工事 ・上記に伴う配管工事（都市ガス工事は、東京ガスの責任施工とする。） (4)撤去工事 ・上記に伴う機器撤去工事 1.7 工期 ●本工事は、現場閉所により実施する「週休 2 日制工事」ではない。 ●気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方__東京__府中地点」における W B G T 値が 3 1 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））があった場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることが出来る。 第 2 章 一般事項 調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。 本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。 環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。 2.1 適用範囲 (1) 本特記仕様書では、「令和 8 年版 東京都（建築・電気設備・機械設備）工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおりに施工する。 (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。 (3) 本特記仕様書の各項目における●については、本工事において適用させるものであることを示す。 2.2 特許権等の調査について 本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。 2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い 契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から 1 年以内及び 2 年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第 41 条第 1 項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。 2.4 成績評定について 調布市請負工事成績評定要綱（平成 17 年 3 月 3 日要綱第 15 号）に基づく工事成績評定については、次による。 ● 対象 2.5 工事の入札等について 入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力 (1) 監督員または監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合、もしくは現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに立ち会い協力しなければならない。 2.8 設計変更等 設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。 「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。 2.9 読み替え 標準仕様書中、「東京都契約事務規則第 37 条第 1 項」とあるのは「調布市契約事務規則第 29 条」と、「東京都検査事務規程第 2 条第 2 号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。 また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。						
令和 8 年度	令和 8 年 8 月	 調布市総務部営繕課	調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事	特記仕様書（1）	S=N・S	M-01

第4章 施工区分 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い 本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。 ● 発注者の支給とする。 第2編 工種別事項 第1章 一般事項 第1節 総則 1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4） 工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。 1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5） (1) 本工事が調布市議会上程案件の場合、調布市議会で可決され契約を締結するまで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ●工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ●橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで政策が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。 ●工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。 (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として差し支えない。 (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。 ○認めない ●認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける。監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」」による。 1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6） 一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。 1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7） 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般 財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。 なお、工事実績情報システム（コリンズ）への技術者データの登録にあたり、現場代理人の「従事期間」は現場への常駐期間、監理技術者等の「従事期間」は配置期間を原則とする。 【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。 1.1.5 施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10） 施工体系図には、一次下請人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。 1.1.6 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11） 本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。 ●あり 調布市立第三小学校校庭整備工事 1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16） (1) 建設副産物の取扱は、次による。 ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。 ケ マニフェスト等の提示 (ア) マニフェストの提示 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。 マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し施工中いつでも監督員に提示できるようにする。 (イ) 集計表の提出 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。 (ウ) リサイクル伝票の提示 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。 その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。 （具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。） (エ) リサイクル証明書の提示 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合にはセメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提示する。 (2) 建設副産物の処理は、次による。 (イ) 建設廃棄物の現場内再利用 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。 (ウ) 建設廃棄物の取扱い 受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。						
令和8年度	令和8年8月	 調布市総務部営繕課	調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事	特記仕様書（2）	S=N・S	M-02

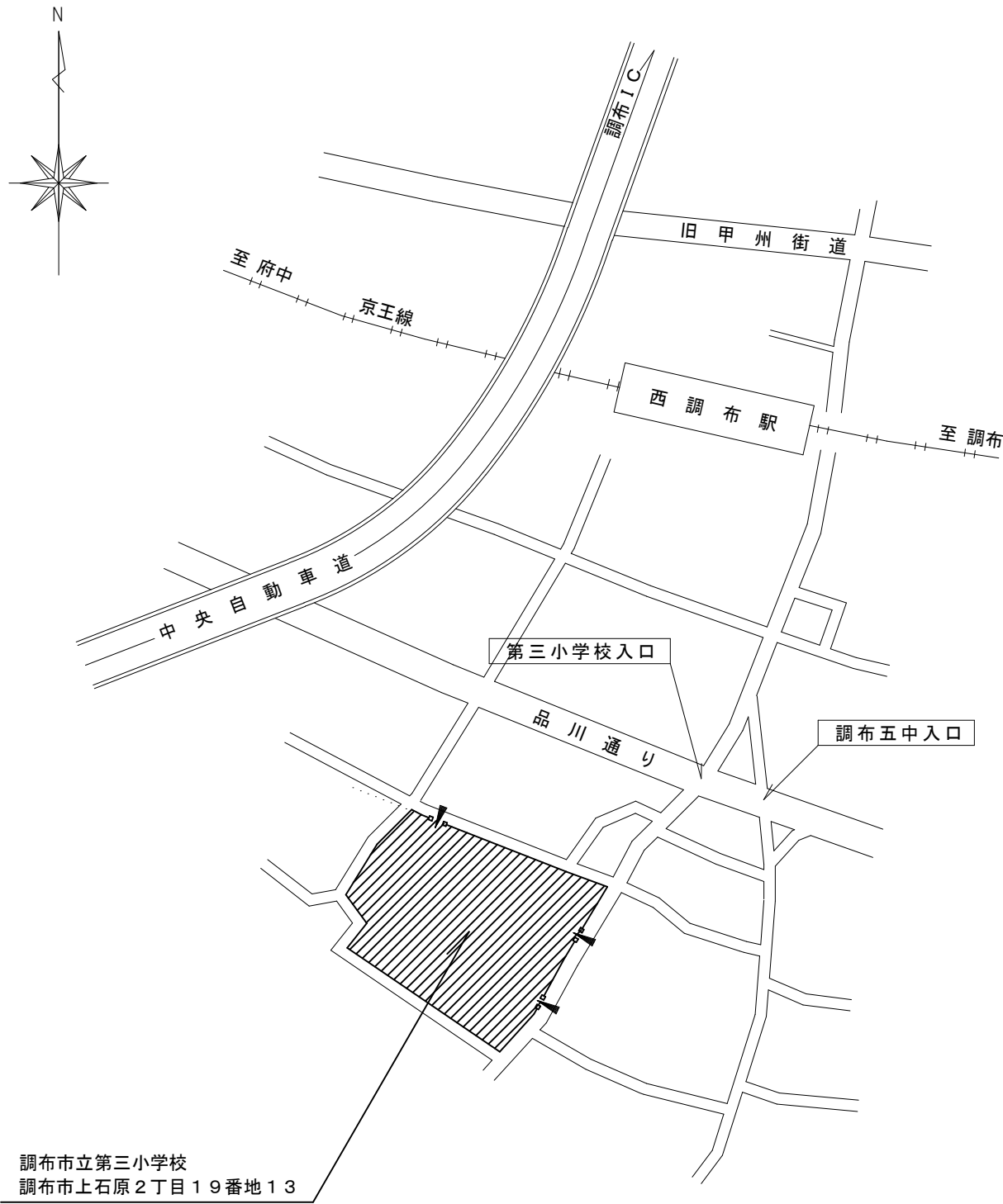
1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2） 石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、「第29章 石綿除去工事」の当該事項による。 (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。 ● なし (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。 また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び調布市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることを留意すること。 ① 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） より、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。 また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。 なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 （参考） 【報告対象となる工事】 ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事 ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。 ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。 (4) 石綿含有ガセット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。						
第4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1） (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。 ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。 (7) 特別品目 ● ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ● 環境配慮形（EM）電線・ケーブル (4) 特定調達品目 ● ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。 ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。						
第5節 施工 1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6） 次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。 一般工事中建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） (1) バックホウ (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。） (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン） （道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。） 1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7） (1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。 ア バックホウ エ クローラクレーン，トラッククレーン及びホイールクレーン シ 発動発電機 1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8） 化学物質の濃度測定は、次による。 ● 測定は行わない。						
第6節 しゅん功図等 1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1） (1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。） (2) しゅん功写真の作成は、次による。 ● 作成しない。 (3) 保全に関する資料は、作成する。 1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2） しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。 (2) 様式 しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。 （製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。） (3) 提出部数 ア 電子データ版 （CD-R等） 1 部						
令和8年度	令和8年8月	 調布市総務部営繕課	調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事	特記仕様書（4）	S=N・S	M-04

- 1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）
- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
- イ その他の保全に関する資料
- 予備品等引渡し通知書
 - 試験成績書
 - 官公署届出書類（副本）
 - 官公署届出書類の写し
 - 鍵・備品・工具リスト
 - 保証書
 - 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 - 機器完成図
- ※1部提出すること。

- 1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）
- (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
- 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。
- 電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。
- なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。
- JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

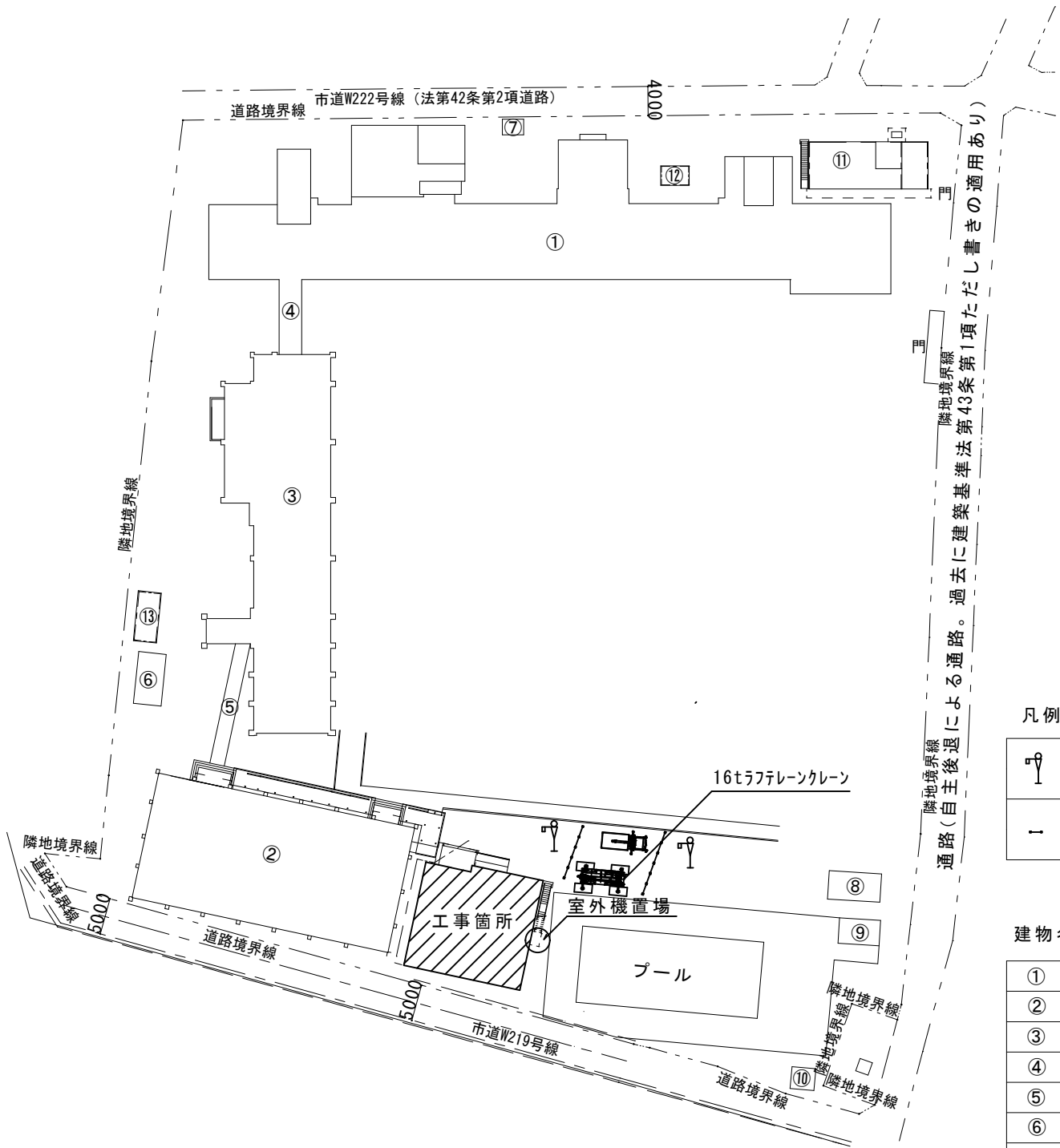
特記事項

- ・本工事に使用する工事用の仮設物置場、材料置場用地、作業場、駐車スペース等については施設管理担当者と打合せの上、詳細を決めることとする。
- ・また、設置費用等は請負者負担とし、使用した用地は工事終了後、現状復旧を原則とする。
- ・搬入搬出作業で重機等を使用する場合は、あらかじめ仮設計画図を提出し承諾を得ること。
- ・搬出入時及び重機作業時は交通誘導員を配置し、児童及び職員等の安全に十分配慮すること。



調布市立第三小学校
調布市上石原2丁目19番地13

案内図 S=1/5,000



配置図・仮設計画図 S=1/500

凡例

	交通整理員
	カーボン、コンパ、ウイト

建物名称

①	既存校舎
②	既存体育館
③	既存管理棟校舎
④	既存渡り廊下
⑤	既存渡り廊下
⑥	既存倉庫
⑦	既存ゴミ置場
⑧	既存体育倉庫
⑨	既存プール更衣室
⑩	既存プールソフト室
⑪	既存集会室
⑫	既存倉庫
⑬	既存倉庫



機器表（新設）

記 号	名 称	仕 様	電 気			台数	設置場所	備 考
			相	v	k w			
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン室外機	ビル用マルチタイプ（リニューアル対応機） 13.0HP相当品	3	200		1	屋外	
		冷房能力：35.5kW 暖房能力：40.0kW 都市ガス13A	(冷房)	0.720			機器設置スペース	
		冷媒：（ガス）φ25.4（液）φ12.7	(暖房)	0.527				
		定格出力：7.9kw 冷媒：R410A 封入量：9.0kg						
		質量：595kg						
		防振ゴムパット						
GHP-1-1	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向）	1	200		2	教室 1	
		冷房能力：9.0kw 暖房能力：10.0kw	(冷房)	0.219	2	教室 2		
		送風機m³/min：（急）27.5（強）23.0（弱）19.0	(暖房)	0.219				
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20						
		質量：38kg						
		液晶表示ワイヤードリモコン						
GHP-2	ガスヒートポンプエアコン室外機	ビル用マルチタイプ（リニューアル対応機） 20.0HP相当品	3	200		1	屋外	
		冷房能力：56.0kW 暖房能力：63.0kW 都市ガス13A	(冷房)	0.998			機器設置スペース	
		冷媒：（ガス）φ28.6（液）φ15.9	(暖房)	0.602				
		定格出力：12.4kw 冷媒：R410A 封入量：9.0kg						
		質量：705kg						
		防振ゴムパット						
GHP-2-1	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向）	1	200		2	教室 3	
		冷房能力：11.2kw 暖房能力：12.5kw	(冷房)	0.238	1	準備室		
		送風機m³/min：（急）29.5（強）24.0（弱）19.0	(暖房)	0.238				
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20						
		質量：40kg						
		液晶表示ワイヤードリモコン						
GHP-2-2	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向）	1	200		2	ふるさと	
		冷房能力：7.1kw 暖房能力：8.0kw	(冷房)	0.112			三小歴史館	
		送風機m³/min：（急）20.0（強）17.0（弱）14.0	(暖房)	0.112				
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20						
		質量：34kg						
		液晶表示ワイヤードリモコン						
GHP-2-3	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向）	1	200		1	ふるさと	
		冷房能力：9.0kw 暖房能力：10.0kw	(冷房)	0.219			三小歴史館	
		送風機m³/min：（急）27.5（強）23.0（弱）19.0	(暖房)	0.219				
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20						
		質量：38kg						
		液晶表示ワイヤードリモコン						

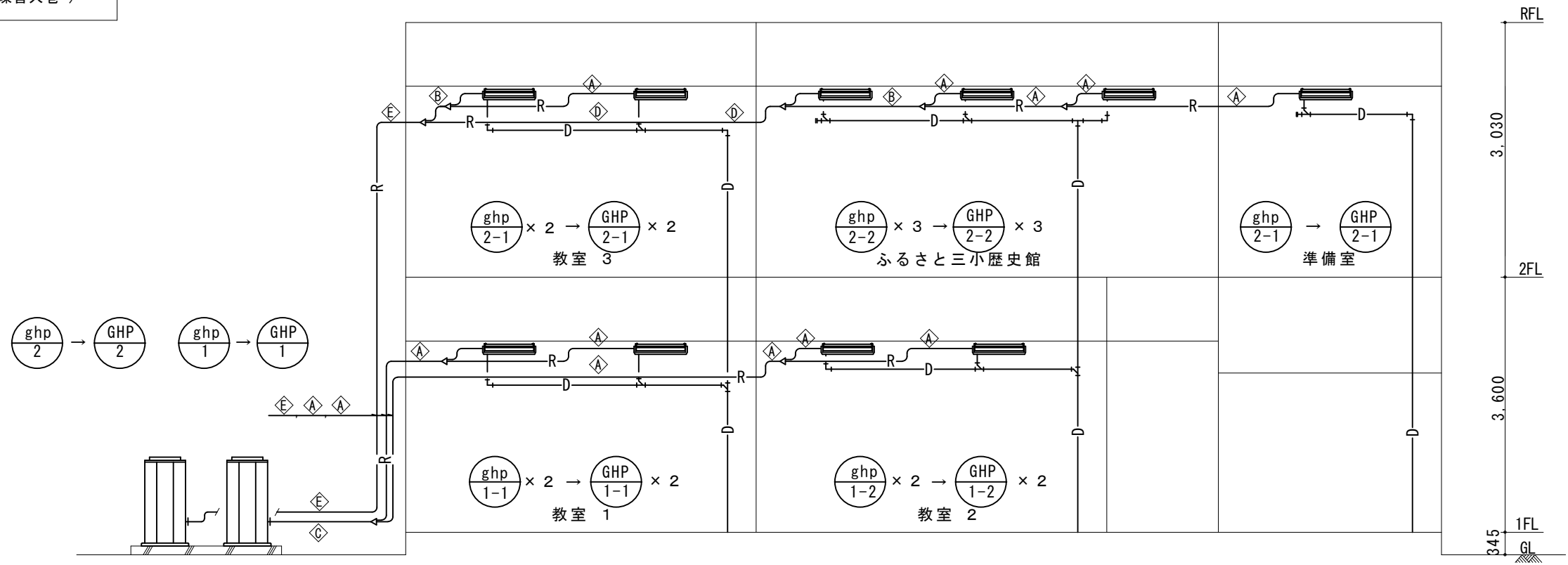
記 号	名 称	仕 様	電 気			台数	設置場所	備 考
			相	v	k w			
IA-1	自然給気ユニット	壁据付タイプ ハイタイプ径：φ150				1	教室 1	
		シャッター開口面積調節 質量：0.5kg				1	教室 2	
		不織布フィルター				1	教室 3	
						1	ふるさと	
							三小歴史館	
						1	準備室	
CY-1	扇風機	天井据付タイプ（速調）羽根径30cm	1	100		4	教室 1	
		質量：4.4kg		(強)	30W	4	教室 2	
		風量m³/h：（強）2,780（中）2,240（弱）1,640		(中)	24W	4	教室 3	
		速度調整器（2台同時運転用）×6		(弱)	18W			

機器表（撤去）

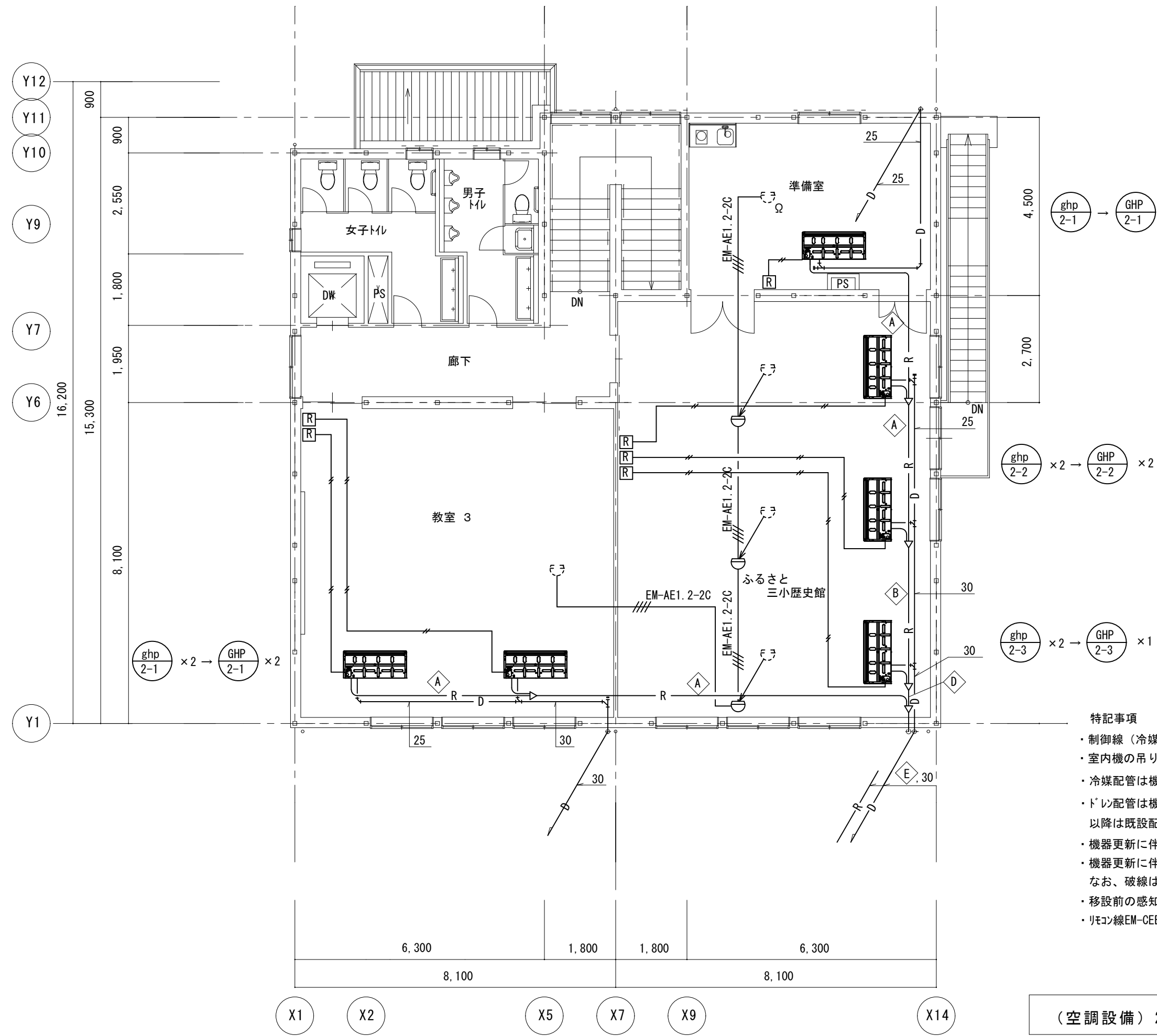
記 号	名 称	仕 様	電 気			台数	設置場所	備 考
			相	v	k w			
ghp-1	ガスヒートポンプエアコン室外機	ビル用マルチ室外機 13.0HP相当品	3	200		1	屋外	パナソニック
		冷房能力：35.5kW 暖房能力：40.0kW 都市ガス13A		(冷房)	0.70		機器設置スペース	SGP-H355M3G
		冷媒：（ガス）φ25.4（液）φ12.7		(暖房)	0.58			
		定格出力：7.9kW 冷媒：R410A 封入量：9.5kg						
		外形寸法：2,248H×1,474W×1,060D 質量：590kg						
		防振ゴムパット						
ghp-1-1	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向） 3.2HP相当品	1	200		2	教室 1	パナソニック
		冷房能力：9.0kW 暖房能力：10.0kw		(冷房)	0.047	2	教室 2	SGP-TH90K1
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20		(暖房)	0.047			
		外形寸法：210H×1,180W×680D 質量：25kg						
		自然気化式加湿器（RH-TN07A）、ロングライフフィルター						
		液晶表示ワイヤードリモコン						
ghp-2	ガスヒートポンプエアコン室外機	ビル用マルチ室外機 20.0HP相当品	3	200		1	屋外	パナソニック
		冷房能力：50.0kW 暖房能力：60.0kW 都市ガス13A		(冷房)	1.36		機器設置スペース	SGP-H560M3G
		冷媒：（ガス）φ28.6（液）φ15.9		(暖房)	1.12			
		定格出力：12.4kW 冷媒：R410A 封入量：15.0kg						
		外形寸法：2,248H×1,800W×1,060D 質量：800kg						
		防振ゴムパット						
ghp-2-1	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向） 4.0HP相当品	1	200		2	教室 3	パナソニック
		冷房能力：11.2kW 暖房能力：12.5kw		(冷房)	0.072	1	準備室	SGP-TH112K1
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20		(暖房)	0.072			
		外形寸法：210H×1,595W×680D 質量：33kg						
		自然気化式加湿器（RH-TN07A）、ロングライフフィルター						
		液晶表示ワイヤードリモコン						
ghp-2-2	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向） 2.5HP相当品	1	200		2	ふるさと	パナソニック
		冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kw		(冷房)	0.042		三小歴史館	SGP-TH71K1
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20		(暖房)	0.042			
		外形寸法：210H×1,180W×680D 質量：25kg						
		自然気化式加湿器（RH-TN07A）、ロングライフフィルター						
ghp-2-3	ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形（1方向） 3.2HP相当品	1	200		1	ふるさと	パナソニック
		冷房能力：9.0kW 暖房能力：10.0kw		(冷房)	0.047		三小歴史館	SGP-TH90K1
		冷媒：（ガス）φ15.9（液）φ9.5 トレン：VP20		(暖房)	0.047			
		外形寸法：210H×1,180W×680D 質量：25kg						
		自然気化式加湿器（RH-TN07A）、ロングライフフィルター						
		液晶表示ワイヤードリモコン						

記 号	名 称	仕 様	電 気			台数	設置場所	備 考
			相	v	k w			
ia-1	自然給気ユニット	壁据付タイプ ハイワ径：φ150				1	教室（1）	三菱電機
		外形寸法：200H×200W×138D 質量：0.5kg				1	教室（2）	P-18WQU
		不織布フィルター				1	教室（3）	
						1	ふるさと	
							三小歴史館	
						1	準備室	
tpu-1	自動給水装置	受水槽付加圧給水装置	1	100	0.15	1	屋外	荏原製作所
		外形寸法：805H*690W*420D 質量：9.0kg					機器設置スペース	HPT-05A
		受水槽：50L（高密度ポリエチレン）						
		制御盤、ホールタップ						

冷媒配管サイズリスト（参考）		
記号	液管	ガス管
◇A	9.5φ	15.9φ
◇B	9.5φ	22.2φ
◇C	12.7φ	25.4φ
◇D	12.7φ	28.6φ
◇E	15.9φ	28.6φ
室内外渡り配線：EM-CEE-S 2.0 -2C （冷媒管共巻）		



（空調設備）系統図 S=N・S

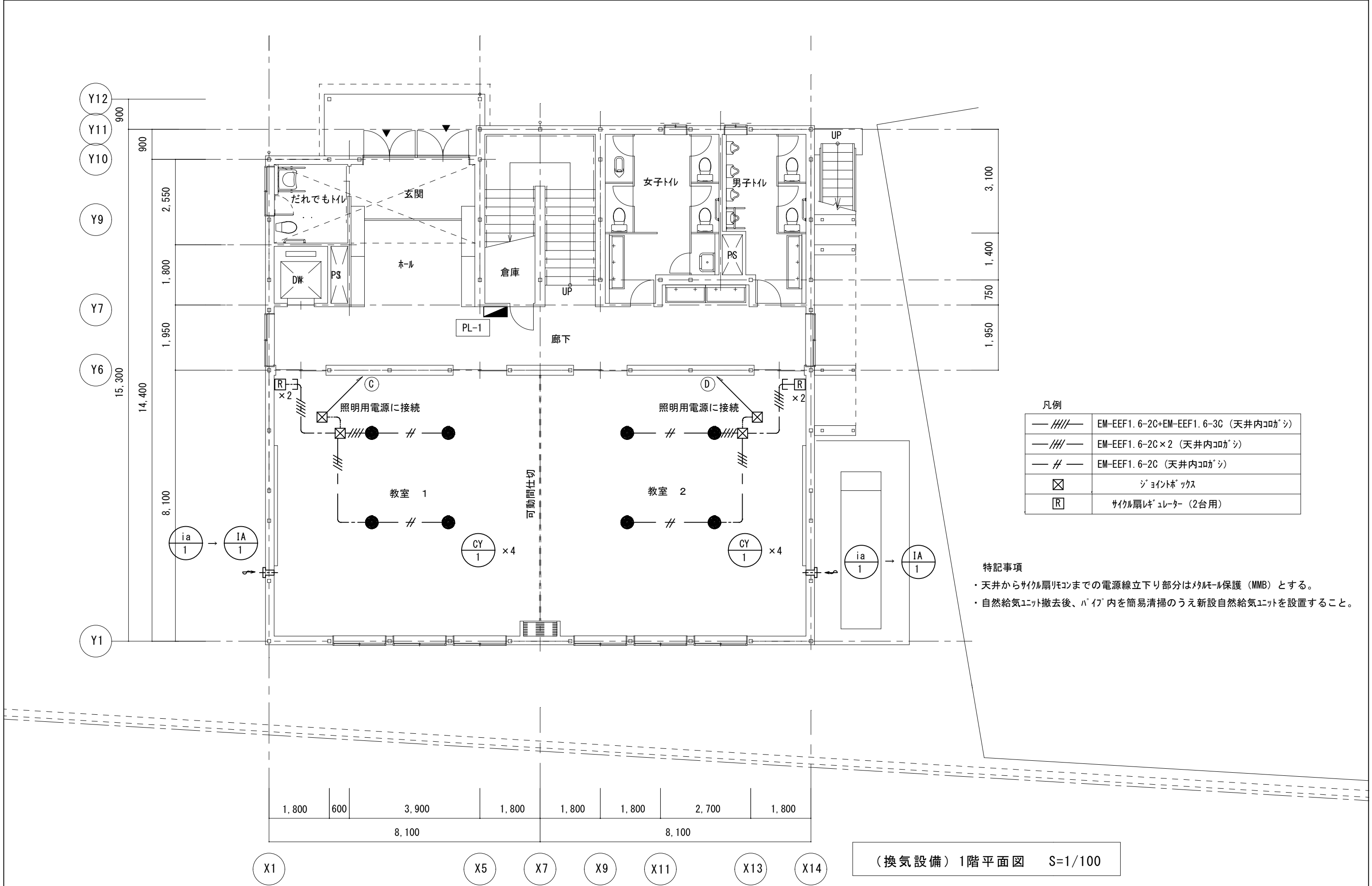


冷媒配管サイズリスト（参考）		
記号	液管	ガス管
◇A	9.5φ	15.9φ
◇B	9.5φ	22.2φ
◇C	12.7φ	25.4φ
◇D	12.7φ	28.6φ
◇E	15.9φ	28.6φ
制御線：EM-CEE-S 2 -2C （冷媒管共巻）		

凡例	
	リモコン配線 EM-CEE2. 0-2C
	手元リモコン （標準）
	手元開閉器盤（既設再使用）

- 特記事項
- ・制御線（冷媒管共巻き）は既設再使用とする。
 - ・室内機の吊りボルトは、状態を確認のうえ既設再使用とすること。
 - ・冷媒配管は機器周囲を接続位置に応じて更新し、以降は既設再使用とする。
 - ・ドレン配管は機器周囲を接続位置に応じて更新し、以降は既設配管を簡易洗浄のうえ接続すること。
 - ・機器更新に伴い、ラッキングを一部撤去更新する。（溶融アルミニウム-亜鉛鉄板製）
 - ・機器更新に伴い、感知器を外し、移設後再取付を行うこと。
なお、破線は既存位置、実線は移設後の位置を示す。
 - ・移設前の感知器位置にはブラケット（SUS製）を設置すること。
 - ・リモコン線EM-CEE2. 0-2Cは既設再使用とする。

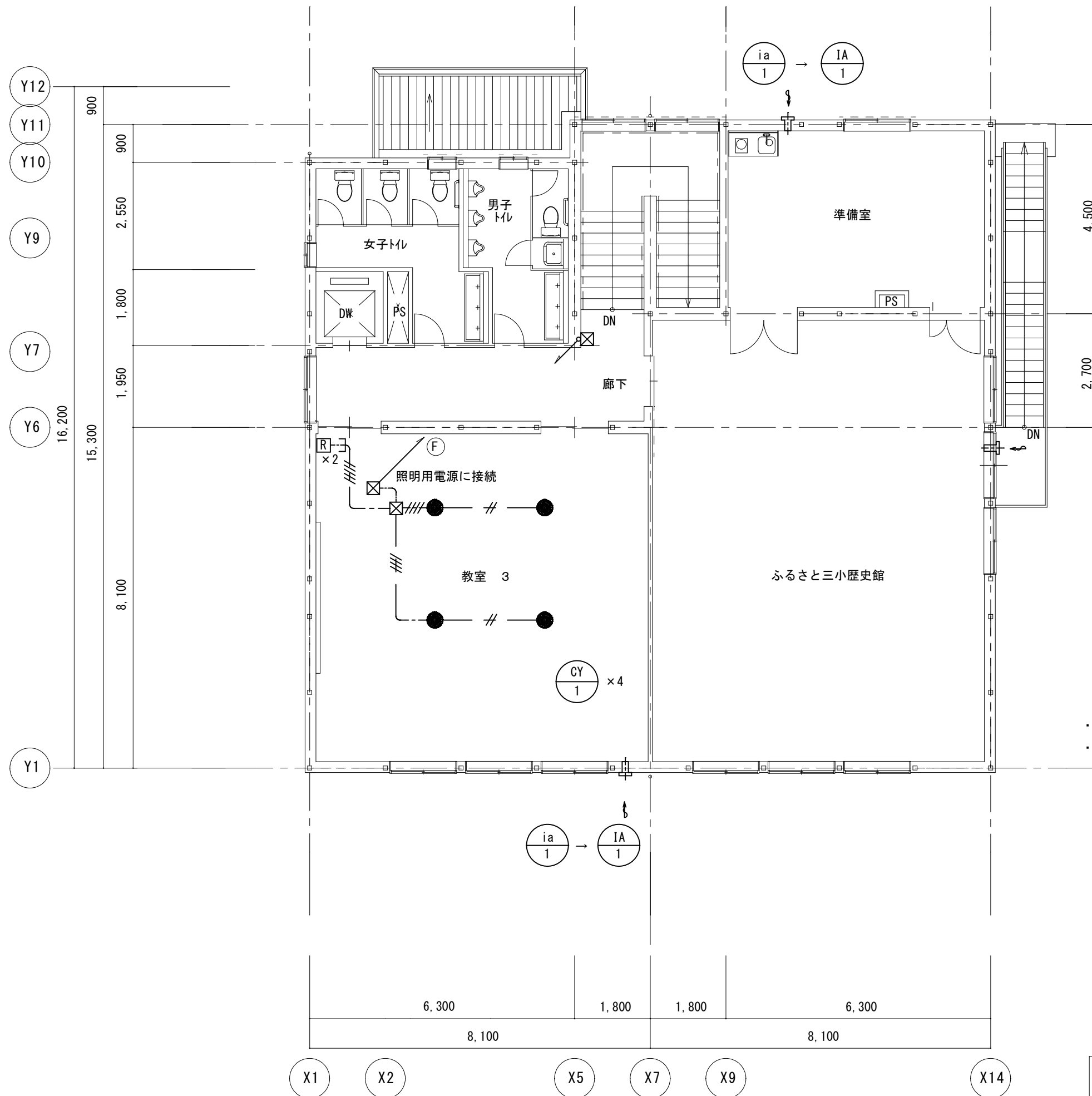
（空調設備）2階平面図 S=1/100



凡例	
— /// —	EM-EEF1.6-2C+EM-EEF1.6-3C（天井内ｺﾝﾎﾞｼﾞ）
— /// —	EM-EEF1.6-2C×2（天井内ｺﾝﾎﾞｼﾞ）
— # —	EM-EEF1.6-2C（天井内ｺﾝﾎﾞｼﾞ）
☒	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ
Ⓡ	ｻｲｸﾙ扇ﾍﾞｼﾞｭﾚｰﾀｰ（2台用）

- 特記事項
- ・天井からｻｲｸﾙ扇ﾍﾞｼﾞｭﾚｰﾀｰまでの電源線立下り部分はﾀﾞﾌﾞﾙｰﾙ保護（MMB）とする。
 - ・自然給気ｳﾆｯﾄ撤去後、ﾊﾞｲﾌﾞ内を簡易清掃のうえ新設自然給気ｳﾆｯﾄを設置すること。

（換気設備）1階平面図 S=1/100

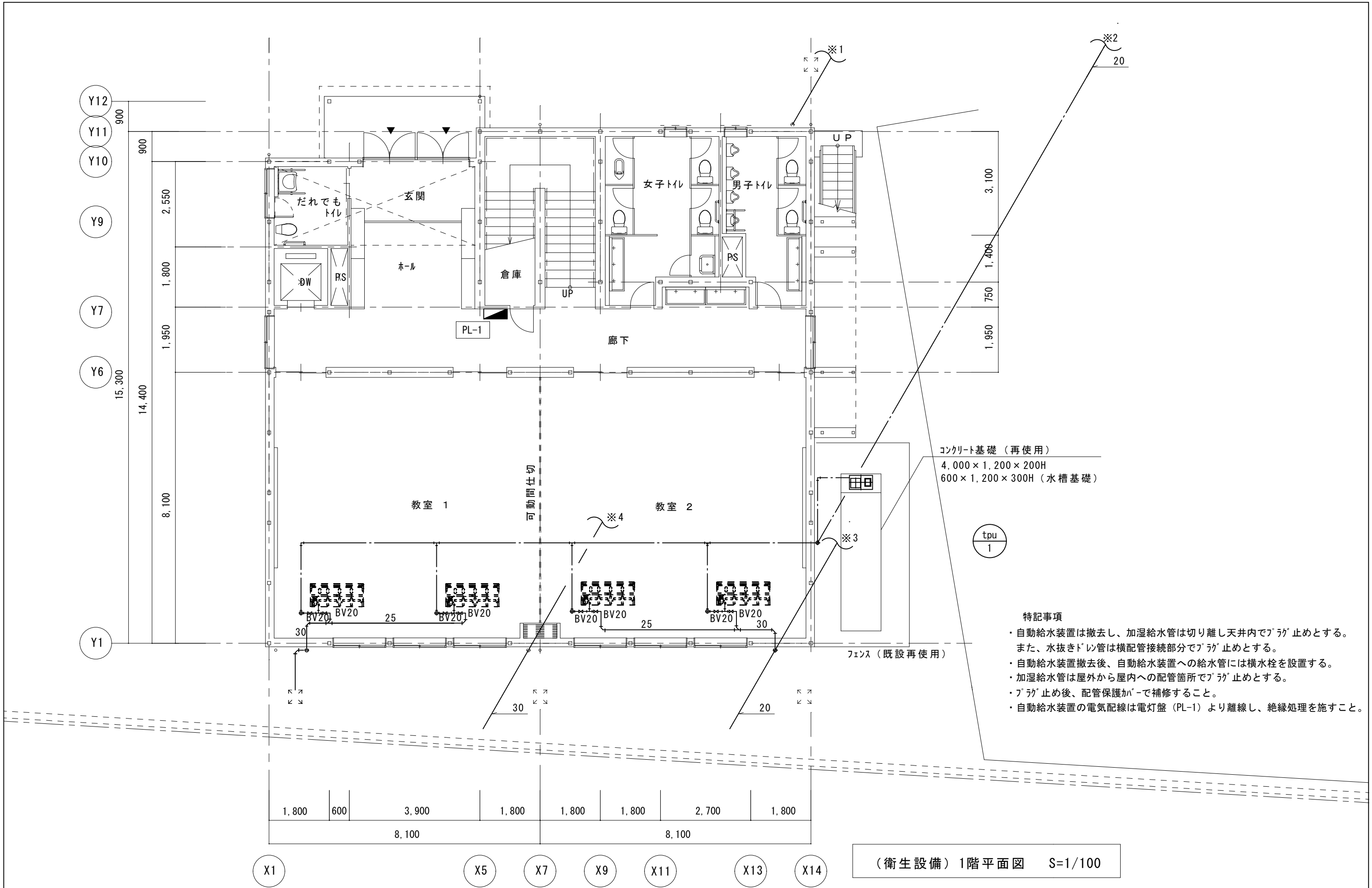


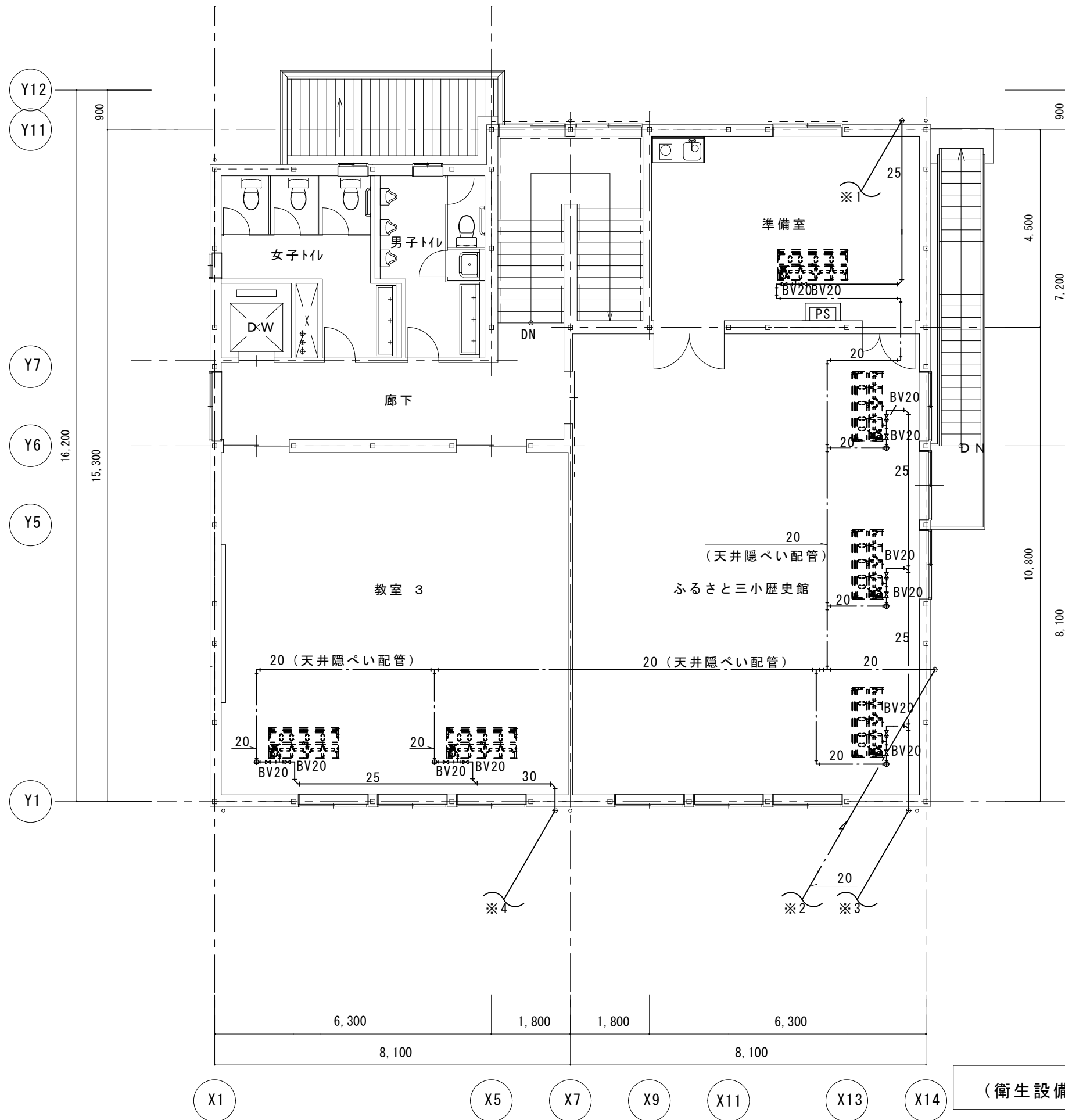
凡例

— /// —	EM-EEF1.6-2C+EM-EEF1.6-3C (天井内コカシ)
— /// —	EM-EEF1.6-2C×2 (天井内コカシ)
— # —	EM-EEF1.6-2C (天井内コカシ)
☒	ジョイントボックス
R	サイクル扇レギュレーター (2台用)

- 特記事項
- 天井からサイクル扇レギュレーターまでの電源線立下り部分はメタル保護 (MMB) とする。
 - 自然給気ユニット撤去後、パイプ内を簡易清掃のうえ新設自然給気ユニットを設置すること。

(換気設備) 2階平面図 S=1/100



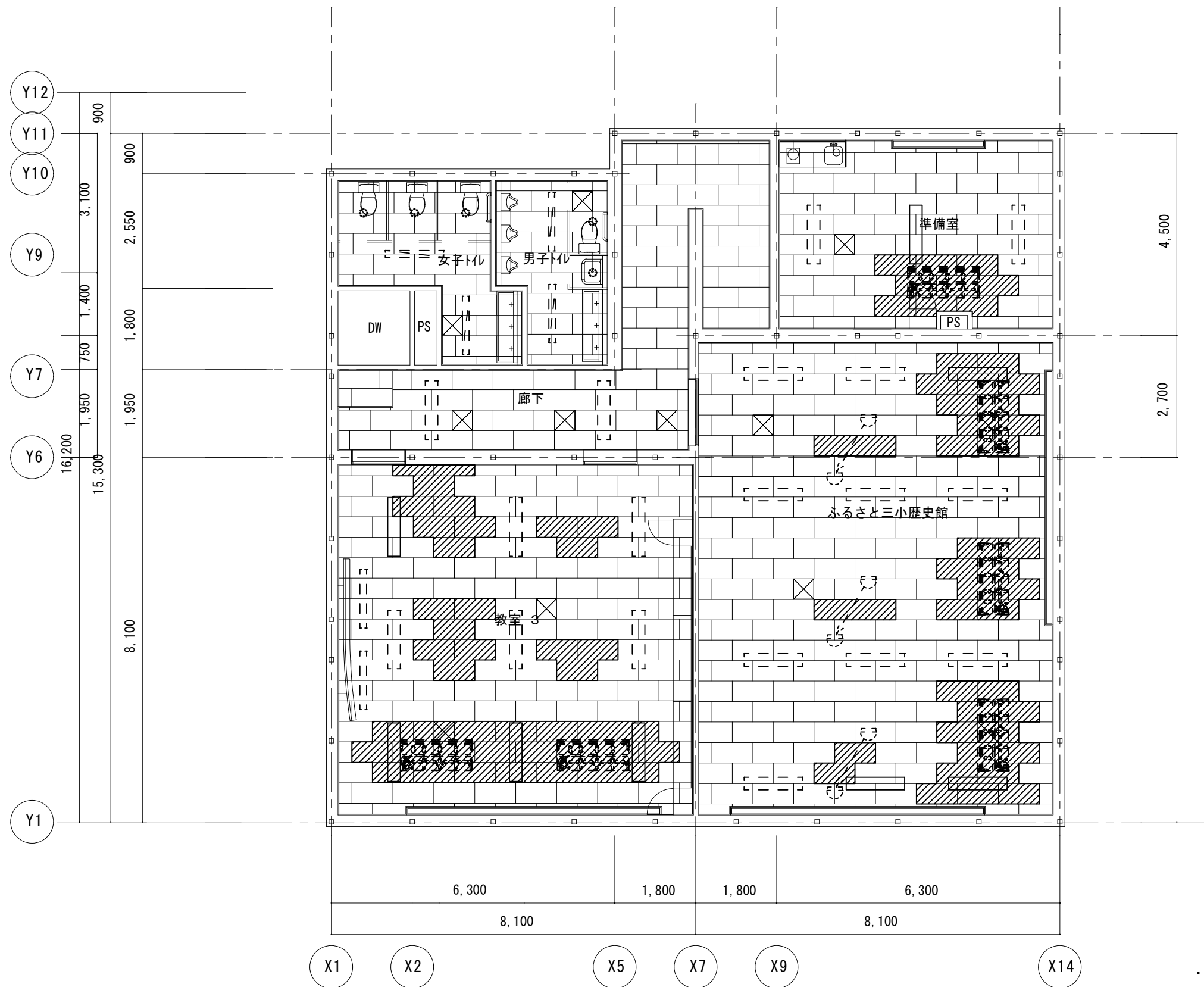


- 特記事項
- ・自動給水装置は撤去し、加湿給水管は切り離し天井内でﾌﾞﾗｯｸ止めとする。
また、水抜きﾄﾞﾚｲﾝ管は横配管接続部分でﾌﾞﾗｯｸ止めとする。
 - ・自動給水装置撤去後、自動給水装置への給水管には横水栓を設置する。
 - ・加湿給水管は屋外から屋内への配管箇所でﾌﾞﾗｯｸ止めとする。
 - ・ﾌﾞﾗｯｸ止め後、配管保護ｶﾞｰで補修すること。

(衛生設備) 2階平面図 S=1/100



1階天井伏図 S=1/100



2階天井伏図 S=1/100

特記事項

- ・機器設置に伴い、天井材を取外し、再取付を行うこと。
- ・天井材の撤去再取付の範囲内にある照明器具は取外し、再取付を行うこと。
(取外し再取付する照明器具は実線で示す。)